

6回に分けて、国保制度の変更についてお知らせします



国保制度改革により、平成30年度からの高知県と南国市の役割分担は、次のとおりです。

改革の方向性

1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○高知県が、南国市とともに国保の運営を担います ○高知県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等国保運営に中心的な役割を担います ○高知県が、県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、事務の効率化、標準化、広域化を推進します 	
	高知県の主な役割	南国市の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・南国市の国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を高知県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・南国市の被保険者の資格を管理 ・保険証等の発行
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、南国市の標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に南国市の保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	南国市の医療給付に必要な費用を、全額負担	保険給付の決定・支給
6. 保健事業	南国市に対し、必要な助言・支援を実施	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

国保制度改革により、平成30年度からの国保加入者(被保険者)の皆さまに直接関係のある主な変更点(予定)についてお知らせします。

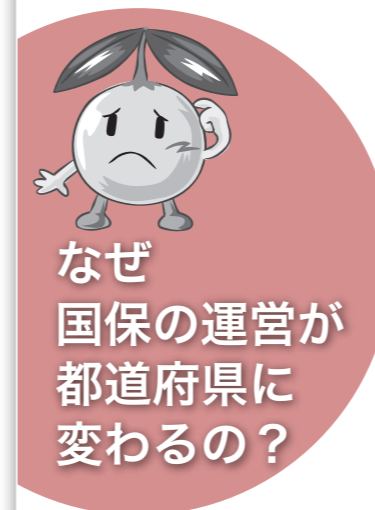
変わらないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●国保の加入・喪失の届出 ●保険証の発行などに関すること ●出産育児一時金や葬祭費等の給付に関すること ●国保税の賦課・徴収に関すること ●特定健診等の保健事業に関すること 	変わる点	<ul style="list-style-type: none"> ●国保加入者を高知県で一元管理(都道府県単位に) ●被保険者証(保険証)等の様式 ●高額療養費の多数該当の通算方法
----------------	--	-------------	---

■問い合わせ 市民課国保係 ☎880-6555

今回は2月号で、変更点についてもう少し詳しくお知らせします

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

～平成30年度から国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～



国保の現状と課題

国保の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国保税などの収入よりも医療費で支出するお金の方が多く、市町村単位では安定した財政運営が困難であるという課題があります。

制度改革による財政の安定

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村が行っていた財政運営の責任主体を都道府県とすることで、安定的な国保運営を図ることになりました。



今回の制度改革による大きな変更点は次のとおりです。

- ①医療給付費など国保の事業に必要なお金は、高知県から南国市に交付されます。
 - ②南国市は、高知県が医療費水準や所得水準などを基に決定した納付金を高知県に納付します。
 - ③高知県から南国市の標準的な保険料率が示されますので、南国市ではそれを参考に、保険料率(国保税の税率)を決定します。
- ※保険証の発行や、国保税の賦課・徴収などは、これまでどおり南国市が行います。